

# 議会へ

# Go!

よくわかる  
尼崎市議会のしくみ



# もくじ

「議会へGo!」発行にあたって .....	1
<b>第1章 市議会ってどんな所？～尼崎市議会の議場と構成～</b> .....	2
尼崎市議会と議場 .....	4
尼崎市議会のしくみと役割 .....	10
市議会の招集と会議の流れ .....	19
コラム：市議会議員はふだん何をしているの？ .....	21
<b>第2章 市議会って何をしているの？～尼崎市議会の活動～</b> .....	22
尼崎市議会の活動 .....	24
活動の事例 .....	25
議案などの話し合いの流れ .....	28
委員会の活動 .....	29
コラム：予算・決算と尼崎市議会 .....	30
<b>第3章 私たちは市議会とどうつながっているの？～市民の権利と義務～</b> .....	32
市民の権利 .....	34
市民の義務 .....	38
コラム：尼崎市議会をもっと知ろう！ .....	40
<b>資料編 市議会なんでもQ&amp;A</b> .....	42
<b>さくいん</b> .....	46



尼崎市議会議場

## 「議会へGo!」発行にあたって

私たちのまち尼崎は、古くから京都・大坂（大阪）と瀬戸内や西国を結ぶ交通の要所として、港町や城下町として発展してきました。

尼崎市は、大正5年（1916年）に誕生し、平成28年で市制100周年をむかえました。それにあたり、「知れば知るほど“あまがすき”♥」をテーマに決め、みなさん一人一人に尼崎に寄せる想いを大きく育てていただきたいと思います。多くの記念事業を計画しました。この「議会へGo!」も、その記念事業の一つとして作成したものです。

みなさん、日常生活の場面を思い返してみてください。毎朝洗面で使う水、学校に通う道、学校や公園などを作り維持するのは尼崎市の仕事です。

このような、みなさんの生活に直結する市の仕事についてみんなで意見を出し合い、話し合っ<sup>て</sup>決めていくことが大切です。しかし、尼崎に住むおよそ45万人全員が、話し合いに参加するのはたいへんです。そこで、市民の代表として選挙で選ばれた市議会議員と市長とが、計画を立てたり、お金の使い道や市の決まり（条例）について話し合っ<sup>て</sup>決めたり、それらが役立っているかについて確かめたりする役目を果たしています。これが議会制民主主義です。

平成28年から選挙権を行使できる年齢が満18歳からにひろがりました。この冊子を手にするみなさんが、投票所に向かう未来の自分の姿をしっかりと意識されることを願っています。この冊子を通して、尼崎市議会への関心を深めていただくきっかけとなれば幸いです。

平成28年（2016年）12月

尼崎市議会

# 第1章

## 市議会ってどんな所？ ～尼崎市議会の議場と構成～

### 尼崎市議会と議場

議事堂フロアマップ

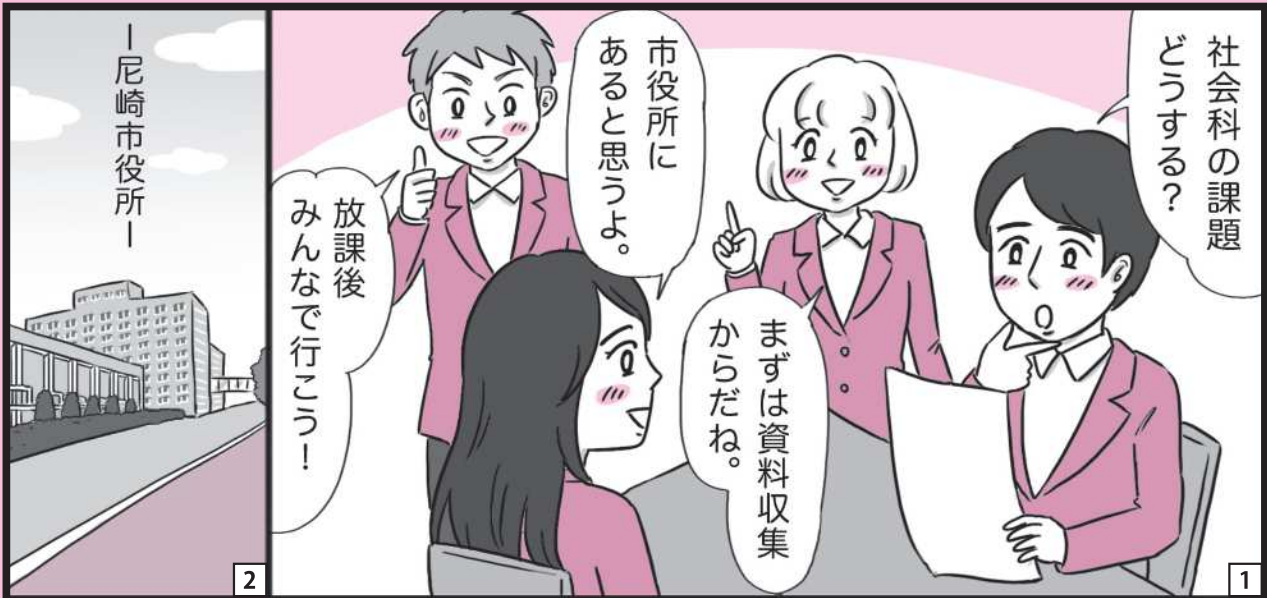
### 尼崎市議会のしくみと役割

市議会の役割  
市議会の構成  
市議会の運営  
本会議と委員会  
尼崎市議会の構成組織  
委員会の構成  
市議会の権限  
市議会の原則  
市議会議員の役割

### 市議会の招集と会議の流れ

市議会の招集  
会議の流れ（定例会の日程）

コラム：市議会議員はふだん何をしているの？

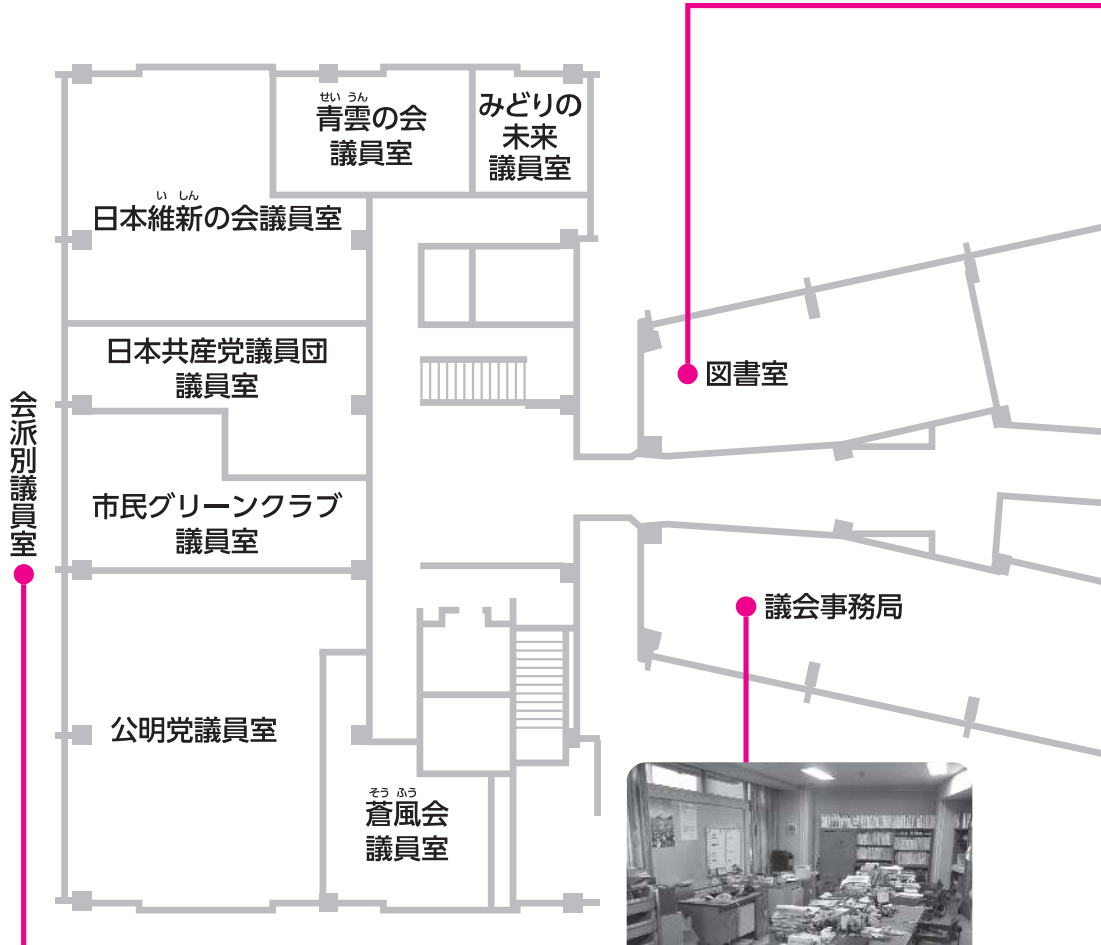


# 尼崎市議会と議場

受付の人に案内してもらいました。



## 議事堂1階フロアマップ



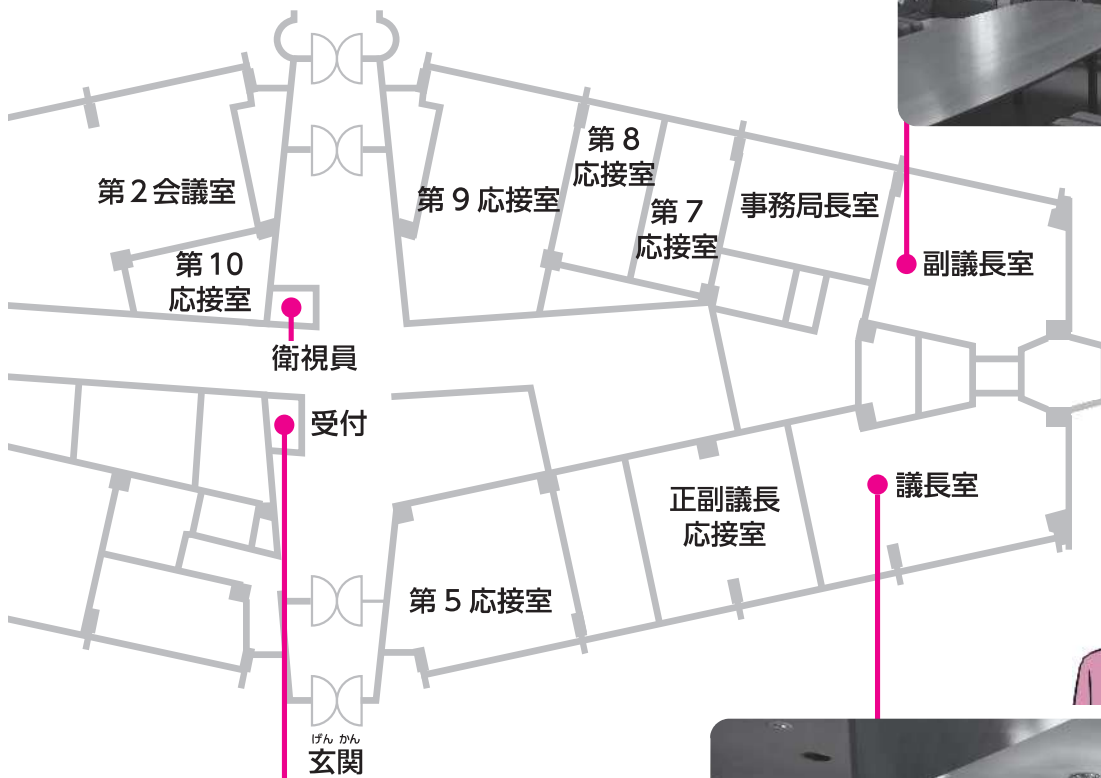
会派別議員室って何だろう。

→p.46

# 第1章 市議会ってどんな所？



図書室まで  
あるんだね。



おもしろい形の  
建物だね。



## 議事堂 2階フロアマップ

2階が議場になっているね。



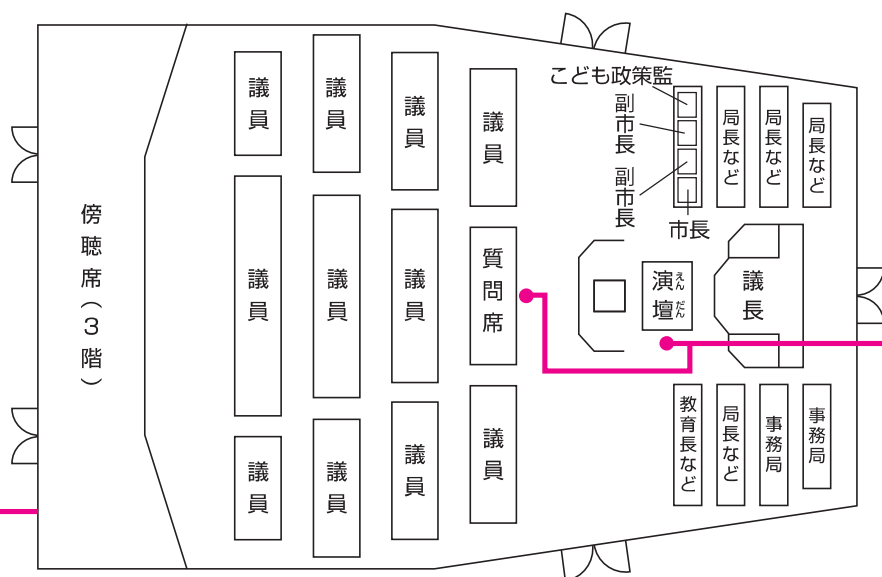
大会議室って  
何を  
する  
ところなのかな。

→p.48

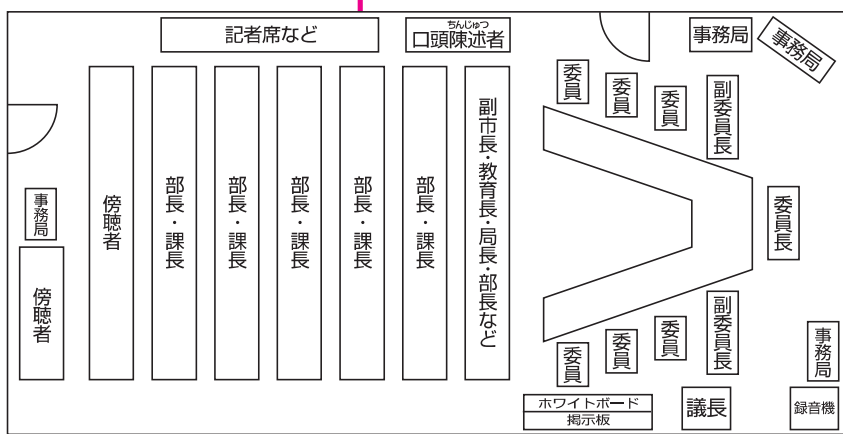
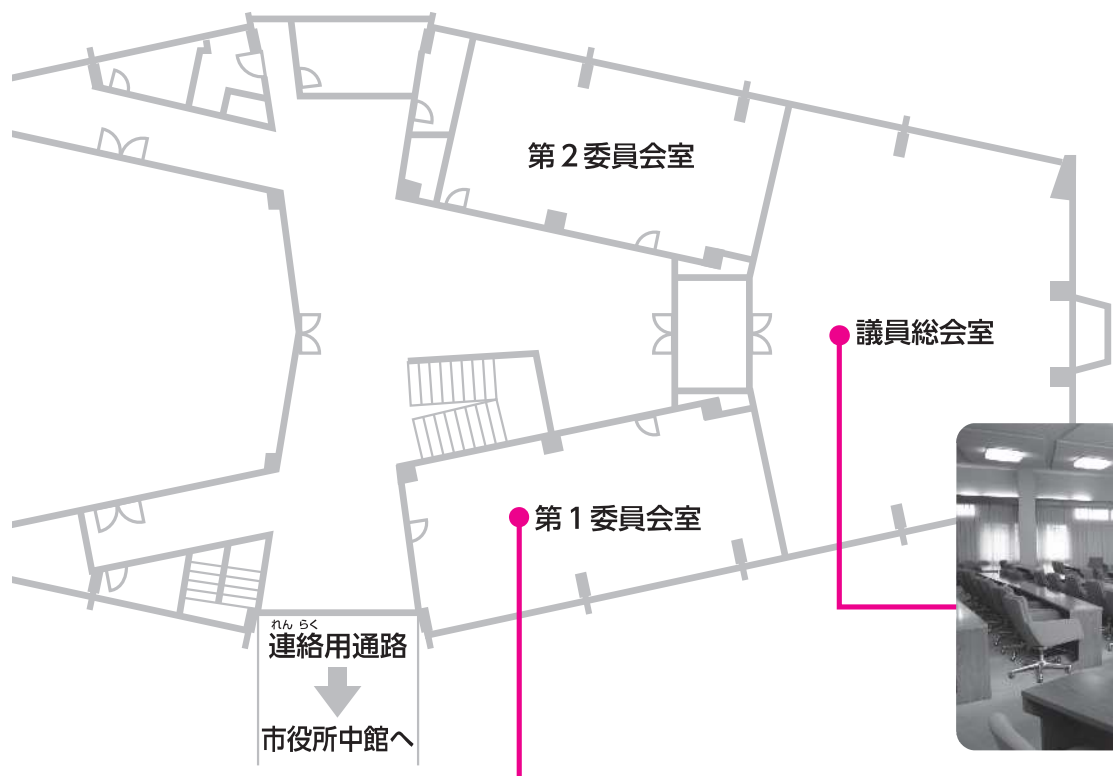




# 第1章 市議会ってどんな所？



演壇は、議員が市長などへの質問で使用するほか、市長が受け答えやさまざまな報告などに使用します。また、質問席は、議員が、一般質問で一問一答方式を選んだ場合に使用します。



## 議事堂 3 階フロアマップ

ぼうちょう  
傍聴席から  
議場を見わたせる  
ようになって  
いるんだね。



傍聴するには  
どうすれば  
よいのかな。

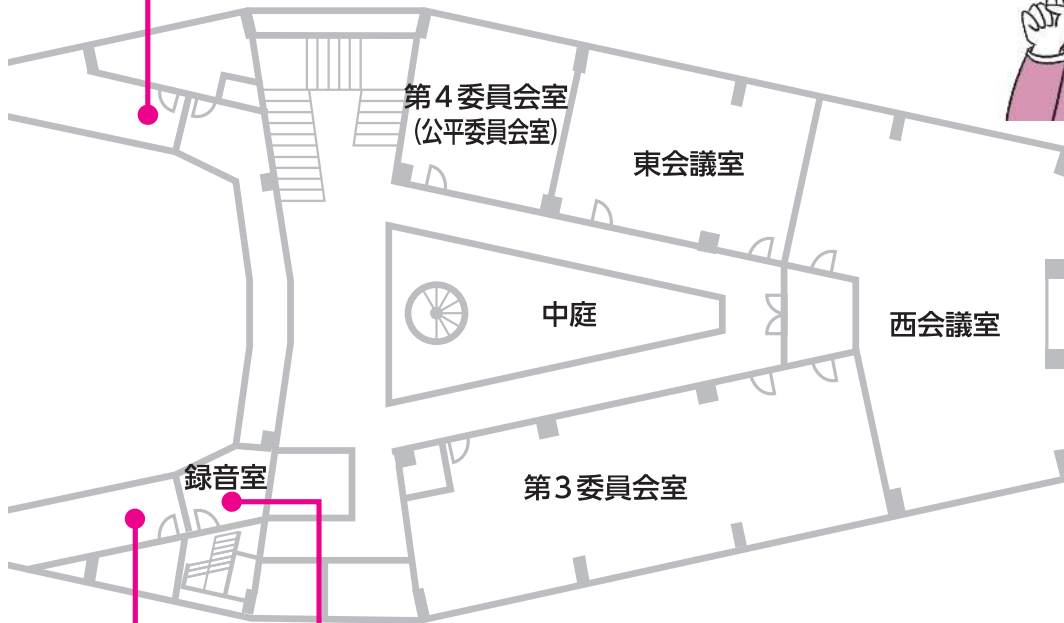
→p.37



特別傍聴席



尼崎市議会は、  
どんなしくみで、  
どんなことが  
行われて  
いるのかな。



市政記者傍聴席

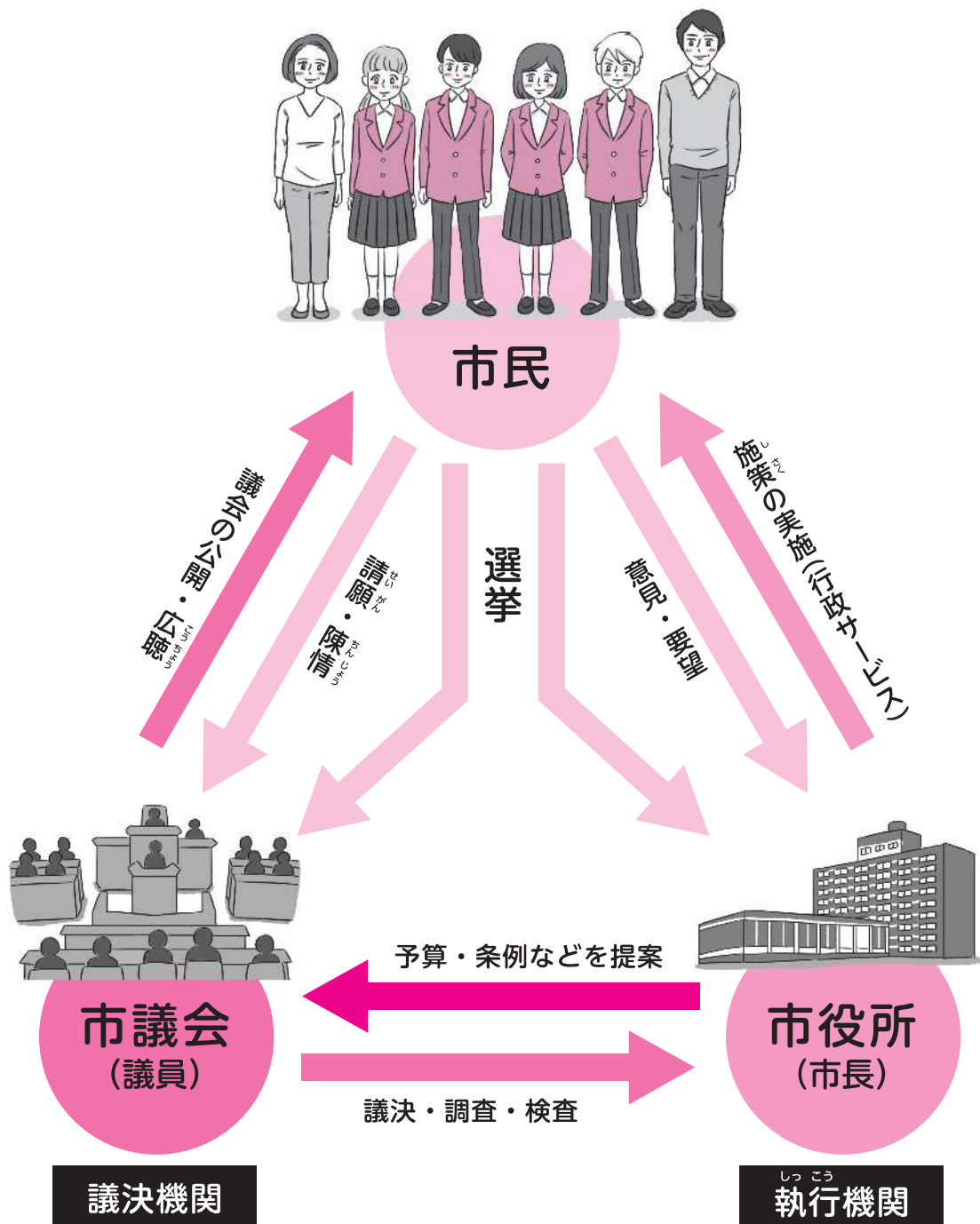


※ 市議会のように広く市民が  
見られるように、インターネット  
を通じた中継ちゆうけいもしています。  
→p.40



# 尼崎市議会のしくみと役割

市民が暮らしやすいまちづくりを実現するために、私たち市民と、市議会（議員）、市役所（市長）が連携して、それぞれの役割を果たしています。



## 市議会の役割

### ● 市議会 … 議決機関（市の意思を決めるところ）

市議会は、市民から選挙によって選ばれた市議会議員によって構成され、市長(市役所)からは独立し、市長(市役所)と対等な立場で役目を果たします。市議会では、市民の代表である市議会議員が、市長(市役所)の提案する議案(予算案、条例案など)や議員自らが提出した議案などについて話し合い、結論を出します(議決)。

また、市民から出された請願・陳情※についてくわしく調べて審査したり、市長(市役所)の仕事が市民に役立っているかをチェックしたりします。

市議会は、市民に代わって市の意思を最終的に決める「議決機関」です。

※請願・陳情 →p.36

市民が市政などに関する要望や意見を、市議会へ直接提出すること。

市議会議員の紹介があるものを請願といい、市議会議員の紹介がないものを陳情という。

### ● 市長（市役所） … 執行機関（市の意思を実行するところ）

市民の選挙で選ばれた市長は、市の首長として市議会の議決に基づいて市の仕事全体にあたります。

市役所は、市長を中心として、福祉や上下水道、都市整備などの部局や、教育委員会などの行政委員会、監査委員などで構成され、さまざまな市民生活に関わる仕事を実行している「執行機関」です。

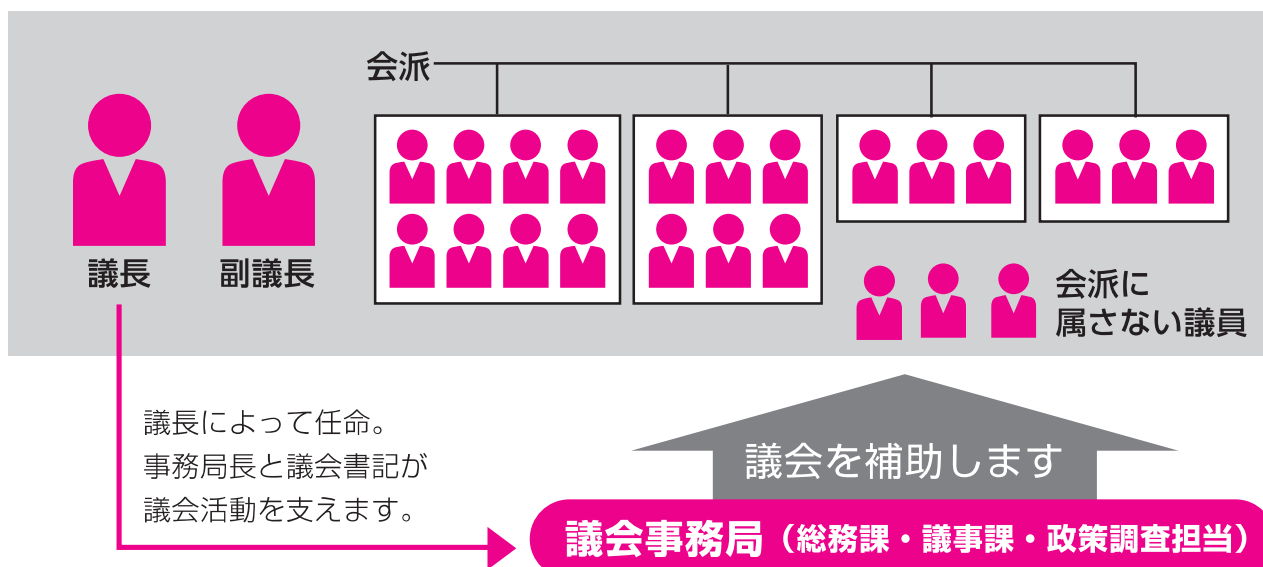
市長は、多くの部局や行政委員会、監査委員の仕事を調整してまとめる、オーケストラの指揮者のような役割を果たしています。

市民がより良い暮らしをするために、  
市民の代表として選挙で  
市議会議員や市長を選ぶんだね。



## 市議会の構成

市議会は次のような構成になっています。



### ● 議員

4年ごとに満18歳<sup>さい</sup>以上の市民（有権者）が選挙で選びます。議員の定数は42名です。満25歳以上の市民（有権者）が立候補できます。

### ● 議長・副議長

例年7月の臨時会で選挙が行われ、議員の中から議長・副議長を選びます。議長は、議場の秩序<sup>ちつじょ</sup>を守り、市議会の進行役を務め、事務をとりまとめます。

副議長は議長を助け、議長が不在のときに、議長代理を務めます。

### ● 会派

議会では、議員がそれぞれで活動するだけでなく、同じ考え方の議員が二人以上集まってグループを作り、活動しています。このグループを会派といいます。市議会の活動は会派を単位として行われることも多く、議会の運営上大きな役割を担っています。

### ● 議会事務局

市議会の事務を担当します。市議会の機能が十分に発揮されるよう、議会活動を補助します。

### 市議会の運営

市議会には、定例会と臨時会とがあります。市議会を開く「招集」は市長が行い、期間（会期）や運営方法などは本会議で決めます。

#### ● 定例会

市議会は年4回（2・6・9・12月）定期的に開かれます。

#### ● 臨時会

定例会の会期以外に、市議会での話し合いや議決が必要な場合には、必要に応じて臨時会が開かれます。

#### ● 会期

本会議の開会から閉会までの市議会の活動期間を会期といい、会期は本会議の初日に決めます。この会期中に、提出された議案などを話し合い、市議会としての結論を出します。話し合いの状況によっては、会期の延長や短縮もあります。

### 本会議と委員会

#### ● 本会議

議員全員が議場に集まって行う会議です。市長から提案された議案などについて話し合ったり、市長（市役所）の仕事などについて質問したりして、議会として最終的に結論を出す会議です。

市議会の議決（可決・否決、決定、承認、採択・不採択など）は、この本会議で行われなければ、法律上、効力がありません。

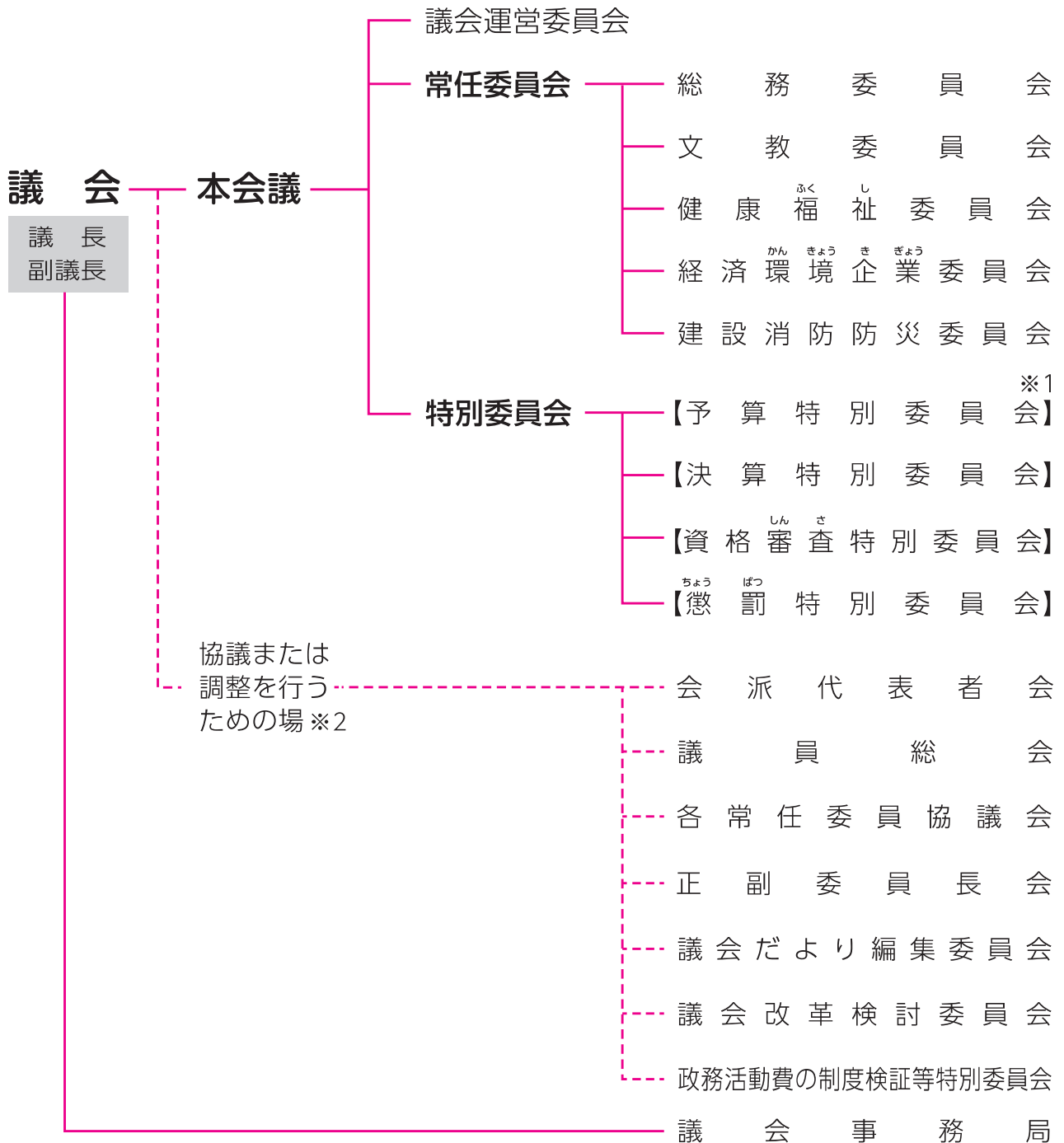
#### ● 委員会

議員の中から選ばれた委員が専門的に調査・審査する会議です。委員会では、市長から提案された議案などを専門的に話し合い、委員会としての結論を出し、本会議に報告します。

委員会には、常任委員会、特別委員会、議会の運営などについて協議する議会運営委員会などがあり、尼崎市には、五つの常任委員会があります。

## 尼崎市議会の構成組織

尼崎市議会は次のように構成されています。



※1 【 】内の会議は、必要に応じて設置または開催かいさいされるものです。

※2 協議または調整を行うための場

議会の意思決定を行う本会議や委員会の運営を円滑えんかつに行うため、本会議や委員会を補う役割を担う場として設置されるものです。



委員会の構成

常任委員会…常に設置されている委員会  
 特別委員会…必要に応じて設けられる委員会

常任委員会

- 総務委員会** | まちづくりの基本計画，財政，広報・広聴<sup>こうちよう</sup>，文化，協働のまちづくり，人権啓発<sup>じんけんけいぱつ</sup>などに関わることを話し合います。
- 文教委員会** | 幼稚園<sup>ようちえん</sup>，学校，図書館などに関わることを話し合います。
- 健康福祉委員会** | 保健・衛生，保健所，福祉，保育所，青少年育成などに関わることを話し合います。
- 経済環境企業委員会** | ごみ，環境，公害，産業振興<sup>しんこう</sup>，水道，下水道<sup>きよう</sup>，競艇<sup>けいてい</sup>などに関わることを話し合います。
- 建設消防防災委員会** | 公園，道路，住宅，都市計画，区画整理，消防，防災などに関わることを話し合います。

特別委員会

- 予算特別委員会** | 市長が作成した次の年度の予算（当初予算）や，それに関連した議案などについて話し合います。
- 決算特別委員会** | 前年度の予算の使い方の報告（決算）と，それに関連した議案などについて話し合います。
- 資格審査特別委員会** | 議員が，市議会議員としての被選挙権<sup>ひせんぐけん</sup>を持っているかどうかについて話し合います。
- 懲罰特別委員会** | 不適切な行為<sup>ふそくい</sup>をした議員に罰をあたえるかどうかについて話し合います。



TRY

トライ

あなたが常任委員会に参加する  
 としたら、五つのうちのどの委員  
 会に参加したいと思いますか。  
 また、その理由は何ですか。

## 市議会の権限

市議会には、主に次のような権限があります。

### ● 議決権

次のような市のさまざまな事柄を決定する権限があります。こうした事柄（議決案件）は、市議会が議決しないと、市長（市役所）が実行することができません。

- ・ 条例の制定・改正・廃止
- ・ 予算の決定
- ・ 決算の認定
- ・ 契約の締結
- ・ 財産の取得・処分
- ・ 市が当事者になって裁判を起こすことや、和解・あっせんの受け入れ

### ● 選挙権

次のような役目を担う人を選ぶ権限があります。

- ・ 市議会の議長・副議長
- ・ 選挙管理委員

### ● 検査権・監査請求権

市長（市役所）に対して、事務に関する書類や計算書を検閲<sup>けんえつ</sup>※し、実行した事柄について報告を求め、その内容やお金の使い方などを検査する権限があります。また、監査委員に対して、実行した事柄に関する監査や、その監査結果の報告を求めることができます。

※検閲 調べあらためること

### ● 調査権

市のさまざまな事柄について、独自に調査をし、必要に応じて、関係する人を議会に呼んで証言を求めたり、記録を提出させたりする権限があります。

● 同意権

市長が副市長や監査委員などを選ぶにあたって、同意をする権限があります。議会が同意しないと、その副市長や監査委員などは任命されません。

● 意見書提出権

尼崎市や市民の利益になると考える事柄について、国会や関係行政機関（内閣総理大臣や総務大臣など）に、意見書を提出する権限があります。

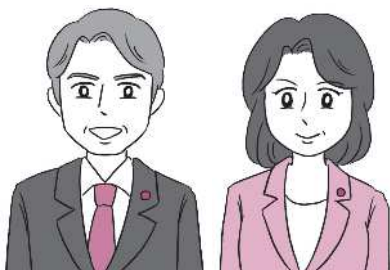
● 請願受理権<sup>せい がん</sup>

市民の意見を市政に生かすために、市民からの請願を受け付け、それを議会で話し合うなどの権限があります。

市議会の原則

市議会には、話し合いをスムーズに進めるため、さまざまな原則があります。代表的な原則として、次のようなものがあります。

種類	内容
定足数の原則	定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことはできません。
会議公開の原則	会議は原則として、市民が自由に傍聴 <sup>ぼうちょう</sup> できます。
過半数議決の原則	市議会の議事は、原則として出席議員の過半数の賛成や反対で決定します。
会期不継続 <sup>けいぞく</sup> の原則	議会は会期ごとに独立して活動するので、会期中に議決に至らなかった議案などは、その会期が終わるとともに消滅 <sup>しょうめつ</sup> し（廃案）、次の会期に継続することはできません。
一事不再議の原則	市議会で一度議決された議案などは、同じ会期中に再び提出することはできません。



**TRY** トライ

上の五つの原則について、定められている理由を考えましょう。

## 市議会議員の役割

私たちが毎日暮らしていくためには、さまざまなルールを決めたり、問題を解決したりしなければなりません。しかし、尼崎市民全員で話し合うことは難しいので、選挙によって私たちの代表を複数人決めて、その代表者たちに話し合ってもらった必要があります。その選挙で選ばれた人が「市議会議員」であり、市議会議員が集まって話し合いをする場所が「市議会」です。

尼崎市には、およそ45万人もの人々が暮らしているため、物事の考え方もさまざまで、やりたいと思うことも異なります。考え方がちがう市民の声を聞き、どうすればよいかを、市民の代表として考えるのが市議会議員です。市議会議員は、このような重要な役割を担っています。

市議会議員は  
多くの市民の  
さまざまな声を聞いて、  
どうすればよいかを  
考えているんだね。



# TRY

トライ

生徒会や学級会の役割について、市議会の役割と比べて同じ点やちがう点を考えましょう。

## 市議会の招集と会議の流れ

### 市議会の招集

尼崎市議会には、条例に従って年4回開かれる定例会と、必要に応じて開かれる臨時会とがあります。

市議会の招集権は市長にありますが、臨時会については、議長または、議員定数の $\frac{1}{4}$ 以上の議員からの請求があったときは、市長は請求があった日から20日以内に招集しなければなりません。

定例会では、予算案や条例案といったさまざまな議案について話し合われます。議員による質問や市長などの受け答えも行われ、議員による採決<sup>\*</sup>で市議会としての結論が出されます。

毎年、2月に始まる議会では当初予算の話し合いと議決、9月に始まる議会では前年度予算の決算の話し合いと議決が行われることが通例です。

臨時会では、毎年7月に、議長や副議長の選挙や各常任委員会などの議会役員<sup>かい さいじょうきよう</sup>の選出が行われることが通例です。

<sup>\*</sup>採決 議案の採否を会議の構成員の賛否によって決めること。

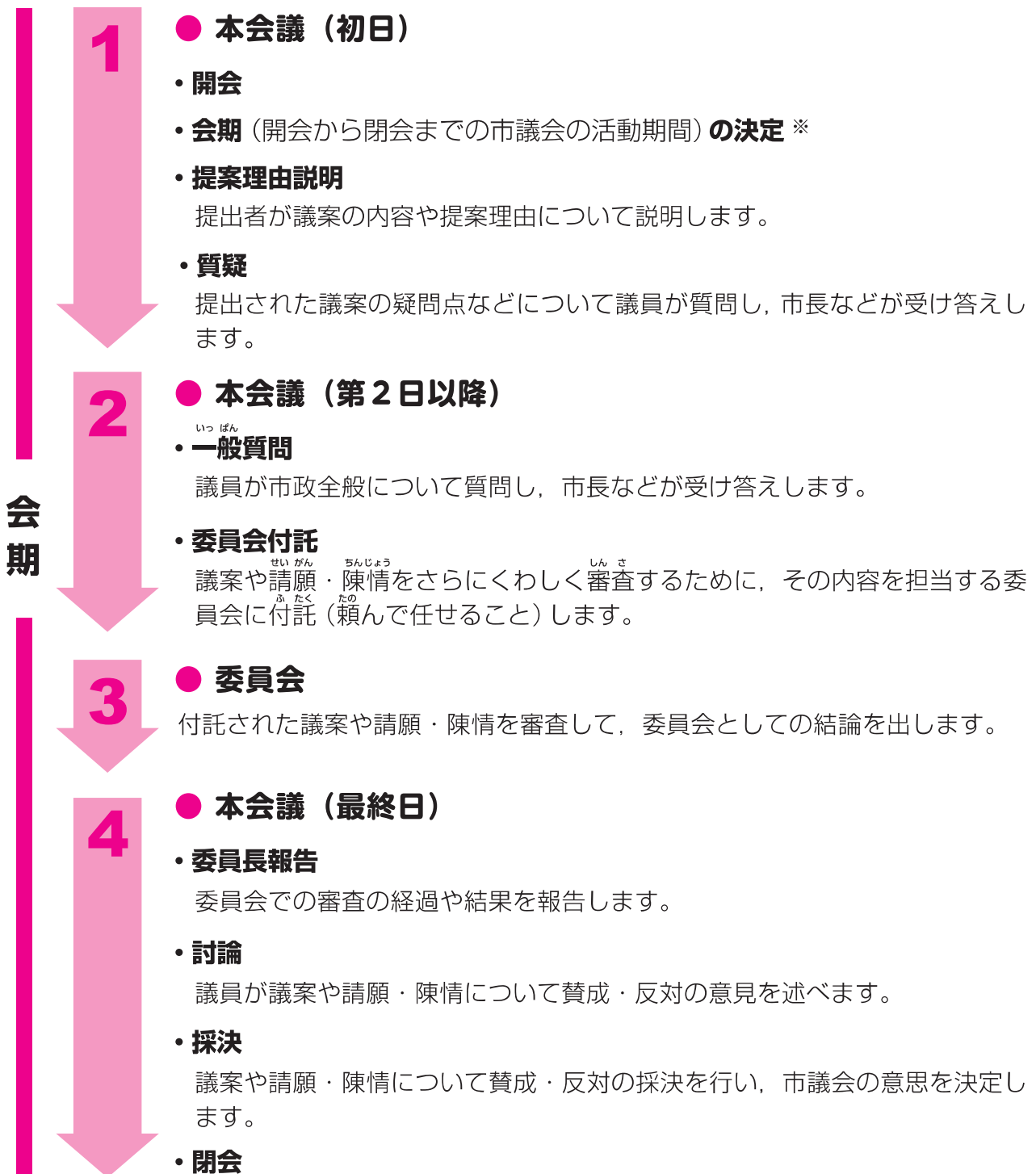
### 市議会の年間開催状況

月	定例会	臨時会
1		
2		
3	定例会 新年度の予算を決定します	
4		
5		
6	定例会	
7		臨時会 正副議長などの役員を選びます
8		
9	定例会 前年度の決算を認定します	
10		
11		
12	定例会	

## 会議の流れ(定例会の日程)

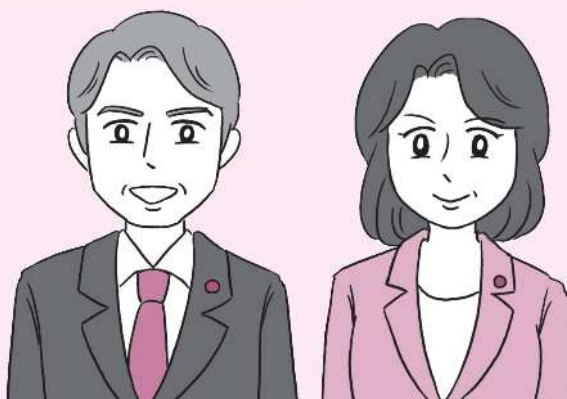
### 招集告示・開議通知

●議案などの提出(市長, 議員) ●請願・陳情の提出(市民)



※委員会に付託された請願・陳情などについては, 会期終了後も継続して審査することを議決した場合, 会議不継続の原則の例外として, 市議会の閉会中に委員会で審査をすることができます。

コラム 市議会議員はふだん何をしているの？



市政報告

市民に市議会の活動報告や、議員としての考えを説明したり、市政の課題について意見交換こうかんをしたりします。



地域の問題解決

暮らしの中でのさまざまな問題について、市長（市役所）と協力して解決にあたります。

調査・研究

市政について勉強会や視察・調査などに参加し、自己研はげさんに励みます。



議員研修会

市政相談

市長（市役所）に対する市民の疑問や要望、困っていることなどの相談を受けます。

# 第2章

## 市議会って 何をしているの？ ～尼崎市議会の活動～

### 尼崎市議会の活動

#### 活動の事例

学校にエアコンが設置されるまで

#### 議案などの話し合いの流れ

本会議と委員会との関係

#### 委員会の活動

コラム：予算・決算と尼崎市議会

2





# 尼崎市議会の活動

市議会とは、複数の市民の代表（議員）で構成される合議制の議決機関です。市民のさまざまな要望や意見を市長（市役所）の仕事に反映させることができる市議会の特性を生かして、次のような活動を行っています。

## 議案などの議決

市民の暮らし、市長（市役所）の仕事などに必要な条例や、予算、市民から市議会に提出された請願・陳情せいがん ちんじょうなどについて話し合い、決定します。

## 政策の立案・提案

市民の意見や要望が市長（市役所）の仕事に反映されるよう、政策を立案し、市長（市役所）に対して意見や提案を行います。

議員が条例を提案してできたものの一つとして動物愛護基金があるね。



## 意見書の提出

国会や関係行政機関（内閣総理大臣や総務大臣など）に対して、要望などを意見としてまとめた文書（意見書）を提出します。

過去には、手話言語法の制定を求める意見書を提出しているんだって。



## 市長（市役所）のチェック

市長（市役所）の仕事や予算の使い方などをチェックし、評価します。

## 活動の事例

市民の要望は、市議会議員に相談したり、市議会に請願・陳情を提出することによって、市議会で検討されます。市長（市役所）は市民や市議会の意見をふまえて検討し、その要望を実現するための事業を実施します。事業を実施するにあたって議会の決定（議決）が必要な場合には、市長や市議会議員から議案が提出され、市議会で話し合われます。

### 学校にエアコンが設置されるまで

「学びやすい学校の環境づくり」の一環として実現した、学校にエアコンが設置されるまでを紹介します。

